

クロマトグラフィー科学会奨励賞規程

改定 平成 23 年 10 月 22 日

改定 令和元年 12 月 7 日

- 第 1 条 本会に奨励賞（以下本賞という）を設け、本会の会員にして分離・検出科学の領域において意欲的に研究を行い、将来を期待される研究者であって、原則として受賞の年の 4 月 1 日現在で満 40 歳以下の者に贈呈する。
研究業績は、本誌またはその他の論文誌に公表されたものとする。
受賞の基礎となる研究業績が共同の場合は、主たる研究者に適用する。
- 第 2 条 本賞の贈呈は、毎年度 2 件以内とする。
- 第 3 条 本賞は、賞状、賞牌とし、クロマトグラフィー科学会議において贈呈する。
- 第 4 条 本賞を受けた者は、クロマトグラフィー科学会議において奨励賞受賞講演を行い、かつその内容を会誌 CHROMATOGRAPHY に掲載する。
- 第 5 条 会長は、各理事、評議員に本賞候補者の推薦を依頼するほか、毎年会誌 CHROMATOGRAPHY 1 号に候補者推薦に関する会告を掲載する。
- 第 6 条 会員は、本会に 3 月末日までに候補者 1 件を推薦することができる。この推薦に際しては、次の書類各 1 通を提出する。
a) 推薦書（所定の用紙）
b) 推薦理由書 [A4 判用紙を縦に使用し、本文を 2 枚以内、文献（主要論文）は 3 枚以内で作成する]
上記に加え必要に応じて審査資料（論文別刷等）を付加することができる。
- 第 7 条 本賞候補者の選考は奨励賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。審査委員会は褒賞担当理事 1 名と、理事または評議員 4 名の計 5 名で構成し、理事会の選考に基づき会長が委嘱する。委員長は委員の互選による。
- 第 8 条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第 9 条 審査委員の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第 10 条 審査委員は、被推薦者およびその推薦者であってはならない。
- 第 11 条 審査委員会は、推薦された候補者について審議し、本賞贈呈の価値ありと認めたもの 2 件以内を順位をつけず、6 月末日までに会長に報告する。
- 第 12 条 会長は前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て本賞受賞者を決定する。